

荒廃農地等利活用促進事業実施要領

平成 31 年 4 月 1 日付け農村第 10 号農政部長通知

最終改正 令和 4 年 3 月 18 日 農村第 862 号

第 1 趣旨

農地は、食料を安定的に供給する基本的な役割とともに、農業の営みや農村の人々の暮らしを通じて、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成などの多面的機能を有している。

しかし、担い手の減少と高齢化によって、荒廃農地の発生が問題となっており、本県においても、令和 2 年度時点で 1,850ha 存在している。

その内訳として、平坦地域が 318ha、中山間地域で 1,532ha となっている。とりわけ、中山間地域の農地は傾斜地が多く、維持管理する法面が長大で草刈りに多大な労力を費やすことや、鳥獣による作物被害による営農意欲の減退が影響し、荒廃農地の面積は平坦地域と比べ約 5 倍となっている。

こうした荒廃農地では、営農を開始するための条件整備が障壁となり、農地の集積・集約に支障を来している。このため、耕作放棄地の解消・再生を進めるための条件を整えるために必要な支援を行う。

第 2 事業の実施

本事業の具体的な事業区分、事業実施主体、補助要件及び補助率は別表に、具体的な運用等は別記 1 に掲げるとおりとする。

第 3 対象農地

1 本事業の対象となる農地は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号に基づく農業振興地域の農用地区域（同法第 8 条第 1 項の農業振興地域整備計画の変更により農用地区域となることが確実と見込まれる区域を含む。）の農地（以下「農用地区域内農地」という。）の内、傾斜が 1/20 未満の農地とし、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 別表の事業区分のうち「不作付け地解消活動タイプ」については、農地法第 30 条に基づく「利用状況調査」（以下「利用状況調査」という。）の結果、同法第 32 条第 1 項第 1 号に該当する農地（以下「1 号遊休農地」という。）及び、非農地判断の筆を除いた農地で、2 年以上連続して作物を何も作付けしていない農地とする。
- (2) 別表の事業区分のうち「再生利用活動タイプ」については、「利用状況調査」の結果「1 号遊休農地」とされたもののうち、作物の栽培に向けた再生作業に一定以上の労力と費用を必要とする農地とする。

第4 事業費の低減

市町村長及び事業実施主体は、本事業を実施する地域の実情及び費用対効果に鑑み、事業費の低減が図られるよう努めるとともに、契約の手続等の公平性及び透明性を図るものとする。

特に重機を用いる場合には、事業実施後の営農計画や隣接する農地の状況から、施工方法及び事業費の妥当性を十分に検討すること。

第5 事業の実施等の手続き

1 事業実施計画の承認

- (1) 本事業を実施しようとするものは、様式第1号により事業実施計画を作成し、様式第2号により市町村長に提出するものとする。
- (2) 市町村長は、(1)の事業実施計画の提出があった場合は、必要な指導及び調整を行った上で、様式第2号の2により知事に提出するものとする。
- (3) 農林事務所長は、(2)で提出された事業実施計画の内容が適切と認められる場合は、様式第3号により承認した旨を市町村長へ通知を行うものとする。
- (4) 市町村長は、(3)により通知を受けた場合、様式第3号の2により承認した旨を事業実施主体へ通知を行うものとする。

2 事業実施計画の変更及び中止

事業実施主体は、事業実施計画について、以下の変更が生じた場合は、1の手続きに準じて、農林事務所長の承認を受けるものとする。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 補助金の額に影響を及ぼす変更
- (3) 再生する農地の変更
- (4) 事業区分の変更
- (5) 事業の中止

3 事業実施実績の提出

- (1) 事業実施主体は、様式第1号により当該年度の事業実施実績を作成し、事業実施翌年度の4月10日までに、様式第2号により市町村長に提出するものとする。
- (2) 市町村長は、(1)の事業実施実績の提出があった場合は、必要な指導等を行った上で、様式第2号の2により知事に提出するものとする。

4 事業の着工

本事業の着工は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて本事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合は、交付決定前に着工することができるものとする。

第6 助成措置

- 1 県は、予算の範囲内において、この事業に要する経費について、「岐阜県補助金等交付規則（昭和 57 年岐阜県規則第 8 号）」及び「岐阜県農業振興事業費補助金交付要綱（平成 18 年 3 月 31 日農政第 294 号農政部長通知）」に定めるところにより、市町村に対し補助金を交付するものとする。
- 2 市町村が事業実施主体に対して補助金を交付する場合には、本要領に準じて、事業実施主体の自主的な荒廃農地の発生防止・解消の施策の展開を尊重するよう努めるものとする。

第7 事業の推進

関係農林事務所は、事業実施体制の整備及び事業の実施等にあたって必要な指導助言を行うものとする。

第8 その他

- 1 本事業は事業実施主体の自主的な施策について助成するものであるため、全面委託は認めない。
- 2 農林事務所及び市町村は、本事業において荒廃農地の解消・再生をした農地について、将来にわたって農地が保全されるよう、多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度の活動への編入促進等の対策を講じること。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 5 月 7 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2関係）

事業区分	事業実施主体	補助要件	補助率
<p>1 不作付け地解消活動タイプ</p> <p>不作付け農地において、以下の事業が実施できるものとする。</p> <p>(1) 不作付け地解消 農地の深耕・整地、排水改善、障害物除去※等</p> <p>(2) 土壤改良 障害物除去等がなされた農地における土壤改良</p>	<p>事業実施主体は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 農業者（農政部長が別に定めるものに限る。） (2) 農業者等の組織する団体（農政部長が別に定めるものに限る。） (3) 民間事業者（農政部長が別に定めるものに限る。） (4) 農地中間管理機構 (5) 農業協同組合 (6) 土地改良区 (7) 市町村が県と協議して認める者</p>	<p>補助要件は、次に掲げるすべての要件を満たすこと。</p> <p>(1) 賃借権・使用貸借権の設定・移転、所有権の移転又は農作業受委託によって、荒廃農地の再生作業又は発生防止作業後、当該農地において2年間以上耕作する者であること。(ただし、農政部長が別に定める場合に、この限りではない。)</p> <p>(2) 事業実施主体当たりの補助額が百万円以内のものに限る。</p> <p>(3) 事業区分の不作付け地解消活動タイプで地目が田の場合は、農政部長が別に定める。</p>	<p>農政部長が別に定める率とする。</p>
<p>2 再生利用活動タイプ</p> <p>1号遊休農地において、以下の事業が実施できるものとする。</p> <p>(1) 再生作業 農地の深耕・整地、排水改善、障害物除去※等</p> <p>(2) 土壤改良 障害物除去※等がなされた農地における土壤改良</p>			

※障害物除去

木株・石礫等、耕起の障害となる自然物の除去であり、人工物の除去及び単純な草刈りは含まない。

別記1（不作付け地解消活動タイプ・再生利用活動タイプに係る運用）

第1 事業の内容

別表に掲げる「不作付け地解消活動タイプ」「再生利用活動タイプ」に係る運用は、次のとおりとする。

第2 事業実施主体

1 別表の事業実施主体は、賃借権・使用貸借権の設定・移転、所有権の移転又は農作業受委託によって、不作付け地解消又は再生利用活動の後の当該農地において2年間以上耕作する者とする。

2 別表の事業実施主体の欄の（1）から（3）までに掲げる事業実施主体は、次のいずれかに該当するものとする。

（1）認定農業者

ア 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に基づき、市町村から経営改善計画の認定を受けた経営体

イ 農業経営基盤強化促進法第23条第4項に規定する特定農業法人

（2）認定新規就農者

農業経営基盤強化促進法第14条の4に基づき、市町村から青年等就農計画の認定を受けた経営体

（3）基本構想水準到達者

年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達しているとみなせる経営体

（4）集落営農経営

次のいずれかに該当する任意組織の集落営農経営

ア 農業経営基盤強化促進法第23条第4項に規定する特定農業団体

イ 複数の農業者により構成される農作業受託組織であって、組織の規約を定め、対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っている集落営農組織

（5）人・農地プラン（人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱第2の事業を利用せずに、同要綱に準じて作成したものを含む。）を中心となる経営体として位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること。

3 別表の事業実施主体の欄の（2）及び（3）に掲げる事業実施主体は、次のいずれかに該当するものとする。但し、別表の事業実施主体の欄の（2）において、2の（4）に該当する集落営農経営に該当する場合は、この限りでない。

（1）農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法

人をいう。)

- (2) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 72 条の 10 第 1 項に規定する事業を行う法人をいう。）
- (3) NPO 法人（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項の規定による非営利活動法人をいう。）
- (4) 農地法、農業経営基盤強化促進法又は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）に基づいた手続きにより農業参入した法人

- 4 別表の事業実施主体の（7）は、市町村において今後、担い手として育成しようとするとるものとし、様式第 4 号を県に提出し、県と協議して認めたものとする。
- 5 別表の事業実施主体の欄の（1）から（7）までに掲げる事業実施主体にあっては、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているものとする。

第 3 補助要件

別表の補助要件の農政部長が別に定める事項は、次のとおりとする。

- 1 事業実施主体が別表の事業実施主体の（4）の農地中間管理機構及び、（5）の農業協同組合である場合は、賃借権等によって、不作付け地解消又は再生利用活動の後、当該農地において 2 年間以上耕作する者であるとみなす。
- 2 別表の事業区分のうち、「不作付け地解消活動タイプ」においては、地域農業再生協議会が主催する水田フル活用実践会議（水田フル活用推進事業実施要領（平成 31 年 3 月 20 日付け農園第 1609 号農政部長通知）第 3 の（10）に規定する会議をいう。）において、解消すべき不作付け地及び戦略重点品目を決定し、その品目を当該農地で作付けするものとする。

第 4 補助率

別表の補助率の農政部長が別に定める場合は、次に掲げるとおりとする。

- 1 県の補助率は、次に掲げるとおりとする。なお、定額交付については、実施に要する標準的な作業内容、作業量等を見込んで算出した事業費の 4 分の 1 相当とする。

事業区分	事業メニュー	交付率
不作付け地解消活動 タイプ	不作付け地解消	10 アール当たり 10,000 円 又は 1/4 以内のうちいづれか低い方
	重機を用いて実施する場合	10 アール当たり 50,000 円 又は 1/4 以内のうちいづれか低い方
	土壤改良	10 アール当たり 12,500 円 又は 1/4 以内のうちいづれか低い方
再生利用活動 タイプ	再生作業	10 アール当たり 25,000 円 又は 1/4 以内のうちいづれか低い方
	重機を用いて実施する場合	10 アール当たり 50,000 円 又は 1/4 以内のうちいづれか低い方
	土壤改良	10 アール当たり 12,500 円 又は 1/4 以内のうちいづれか低い方

ただし、県が補助する場合は、市町村が県と同額以上に補助する場合に限る。

第5 補助対象経費

第4の事業メニューにおける補助対象経費は次のとおりとする。

1 不作付け地解消及び再生作業

深耕・整地、排水改善、障害物除去※、再生作業（雑木の除去等）に係る経費

2 土壤改良

土壤改良資材等の投入に係る経費

第6 優先採択

別表の事業区分である再生利用活動タイプにおいて、中山間地域における農地を対象とする場合を予算の範囲内において、優先的に採択する。

第7 実施基準等

本事業の実施は、次のとおりとする。

1 事業実施主体が自己資金若しくは他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは、本事業の対象とはできない。

2 事業実施計画に係る事業費は、事業実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならない。

3 第4の1の事業メニュー欄に掲げる積算のうち、労務費の算出に当たっては、「公共工事設計労務単価」を用いるものとする。

なお、労務費のうち、日当等支払分（雇用した者のみ）について、公共工事設計労務単価より安価な日当等の支払がある場合には、実際に支払われた日当等に基づいて算出すること。また、日当等の支払額は、公共工事設計労務単価により算出される額を上限とする。

4 第4の1の事業メニュー欄に掲げる「不作付け地解消」及び「再生作業」の定率交付を直営施行で実施する場合は、積算に係る労務費のうち「労務提供に係る人件費相当額」（事業実施主体が自ら行う労務費）を事業費の2分の1を上限として算入することができる。

5 第4の1の事業メニュー欄に掲げる「土壤改良」の交付額の算定に当たっては、対象農地の面積に法面等耕作の用に供しない面積は含めないものとする。

6 本事業により再生した農地等について、市町村長は、事業完了後、当該農地において2年間耕作するまで、毎年度の耕作状況の確認を確実に行わなければならない。当該確認に当たっては、農業委員会が実施する農地法第30条第1項に基づく「農地の利用状況調査」を確認するものとする。

また、市町村長は、当該農地について事業が終了した日から自然災害その他やむを得ない理由により2年を経ずして再び耕作されなくなった場合には、別紙の指導・支援フロー図により、営農を再開するために必要な指導や支援、新たな耕作者の確保等について検討するものとする。さらに、当該農地において2年間耕作した後も、市町村長は引き続き、賃借権等が継続されるよう努めるものとする。

なお、市町村長は、耕作状況の確認結果（耕作が行われていない場合の指導内容や今後の耕作再開の見通しを含む。）について、様式第5号により、知事が定める日までに知事に提出するものとする。

7 6のほか、市町村長は知事の求めに応じて、耕作状況の確認結果を報告するものとする。

第8 会計経理

事業実施主体は、次に掲げる事項に留意して適正に処理するものとする。

1 事業に係る経理は、独立の帳簿を設定するなどの方法により、他の経理と区分して行うものとする（対象事業以外の事業を含む全ての事業を一括して経理する場合にも、対象事業に係る経理については区分を明確にしておくこと。）。

2 補助金の使途について厳正に管理することとし、使途を証明する領収書等関係書類

等を整備しておくこと。